

特記仕様書

（適用範囲）

本仕様書は、**高松漁港基本設計業務委託（その１）**（以下「本業務」という。）に適用する。

（業務の目的）

本業務は、地震時の浸水被害から背後地を守るため、既存施設の耐震性能調査を実施し、既存施設の耐震性能の把握及び耐震対策の基本方針を決めることが目的である。

（仕様書の適用）

本業務は、本仕様書のほか、次の技術基準書に従い履行するものとする。

土木工事共通仕様書（香川県）

港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成３０年版）（日本港湾協会）

道路土工各指針（日本道路協会）

その他関係技術基準

（法令等の遵守）

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

（業務工程の管理）

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

業務履行中、作業工程に変更が生じた場合、調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

（業務の概要）

基本設計

１）設計計画

本業務の方針、内容を把握した上で業務計画を立案するとともに、業務計画書を作成する。

２）設計条件

①利用・自然・材料条件等

設計を行うに当たっての利用条件、自然条件、材料条件などの設計条件を整理・設定する。

②土質資料整理解析

土質資料を整理・解析し、所要の土質条件を設定する。

③照査用震度算定

一次元の地震応答解析により、レベル 1 地震動の照査震度を算出する。

3) 基礎の検討

①地震応答液状化の判定

一次元の地震応答解析により、レベル 1 地震動における現地盤及び背面埋立地盤の液状化予測及び判定をする。

4) 基本断面算定

複数の構造形式の検討及び設計計算の結果に基づいて、比較断面図作成、概算数量算定、概算工事費算定、施工性の比較・検討を行い、適正な構造形式を決定する。

5) 設計計算

設計条件に基づき安定性を検討し、対象とする構造形式の適正な形状を決定する。

6) 安定性の照査

①永続状態及び変動状態の安定性等の照査

現況及び対策後の断面について、永続状態及び変動状態時における必要な安定性照査を行う。液状化が予測される場合には、現況断面に対し、レベル 1 地震動における地震応答解析（有限要素法：FLIP）により解析を実施し、要求性能を満足できるかどうかの照査を行う。

②偶発状態の地震応答解析

現況及び対策後の断面に対し、L1 津波（設計津波）を引き起こす地震動における地震応答解析（有限要素法：FLIP）により解析を実施し、要求性能を満足できるかどうかの照査及び変位量等の算定を行う。

7) 図面作成

選定した構造諸元について、標準断面図、平面図及びその他必要な図面を作成する。

8) 報告書作成

設計計算書、数量計算書等をわかりやすくまとめた報告書を作成する。

9) 協議・報告

初回時とし、初回時は管理技術者が出席するものとする。

10) 照査

業務内容一切の照査を行う。

（管理技術者）

受注者は、本業務の遂行に当たり、相当の経験を有する管理技術者を配置しなければならない。

なお、配置する管理技術者は、業務の遂行に必要な資格・能力を有するものとする。ま

た、管理技術者以外の技術者を配置する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

（業務の完了）

本業務は、全ての提出書類（報告書）を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

（報告書等提出書類）

報告書は次に従い、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）とともに正副２部を提出すること。

報告書の形式及び内容

- ・ 報告書の大きさはＡ４判とする。
- ・ 表紙には、業務名、受注者名及び調査年月を明記する。
- ・ 業務概要を記載するとともに、変更があった場合は、その内容を明記する。
- ・ 調査敷地位置図は、５万分の１の地図とする。
- ・ 図面の保存形式はＳＦＣとする。

（不当要求行為の排除対策）

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- １）暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外のもので、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- ２）暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ３）受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するように下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出すること。

（適正な労働条件の確保）

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては次によること。なお、５）以外

は法定事項である。

- 1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午後5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- 2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- 5) 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7) 1) から6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

（内部公益通報制度）

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。